

地域密着型通所介護事業所運営規程

デイサービスセンター 紅い華

『デイサービスセンター 紅い華』運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社紅い華ヘルパーステーション(以下「事業者」という。)が開設するデイサービスセンター紅い華(以下「事業所」という。)が行う、指定地域密着型通所介護事業(以下「事業」という。)は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする

- 2 事業者は、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し、妥当適切に行うものとする。
- 4 サービス提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター 紅い華
- 二 所在地 熊本市南区田迎3丁目4番21号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者1名(常勤兼務1人)

管理者は、従業者の管理、指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 二 生活相談員1名(常勤専従1名・常勤兼務1名)

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申込みに係る調整、他の従事者に対する助言及び技術指導、居宅介護支援事業者等との連携・調整を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

- 三 看護職員 2 名(非常勤専従 1 名・非常勤兼務 1 名)
利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持の為の適切な措置をとる。
- 四 介護職員 1 名(常勤専従 1 名・常勤兼務 1 名)
地域密着型通所介護計画に基づき指定通所介護の提供に当たる。
- 五 機能訓練指導員 2 名(理学療法士及び作業療法士・常勤兼務 1 名・非常勤兼務 2 名)
身体機能の低下を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次の通りとする。

- 一 営業日：毎週月曜から土曜日までとする。ただし、12 月 31 日～1 月 3 日を除く。
- 二 営業時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分までとする。
- 三 サービス提供時間：午前 9 時 45 分～午後 4 時 15 分までとする。

(利用定員)

第 6 条 事業所が行う指定地域密着型通所介護の単位は 1 日 1 単位とする。

- 2 事業所の単位の利用定員は 10 名とする。
- 3 事業所は上記の定員を超えて、指定地域密着型通所介護の提供は行わない。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第 7 条 事業所の実施する事業の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導(相談援助等)
- 二 機能訓練(日常動作訓練)
- 三 介護サービス(更衣、排せつ等の身体介助等)
- 四 レクリエーション(創作活動等)
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎サービス
- 七 給食サービス
- 八 入浴サービス
- 九 その他利用者に対する便宜の提供

(指定地域密着型通所介護の利用料金等について)

第 8 条 利用者から受領する費用は次の通りとする。

- 一 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額にご利用者本人の介護保険負担割合証に記載されている負担割合を乗じた額とし、法定代理受領分以外のときは介護報酬告示上の額とする。ただし、とする。ただし、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付するものとする。
- 二 利用者の選定により、通常の事業の実施地域を越えて指定地域密着型通所介護を行う場合には、送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を超えた地点から 1km 当たり片道 10 円の支

払いを、利用者から受けるものとする。

- 三 指定地域密着型通所介護の提供時、事業所で用意する食事を取られる場合、食事代として一食あたり 500 円の支払いを利用者から受けるものとする。
- 四 指定地域密着型通所介護の提供時、事業所で用意する紙オムツを使用される場合、おむつ代としてそれぞれ使用したものに応じて、テープタイプ一枚あたり 150 円、パンツタイプ一枚あたり 120 円、尿取りパット一枚あたり 50 円の支払いを利用者から受けるものとする。
- 五 その他指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、通常日常生活においても必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させる事が必要と認められる費用の実費の支払いを利用者から受けるものとする。
- 六 第二号から第五号までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は熊本市の西区及び南区の全域とする。

(衛生管理等)

第 10 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- 3 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 4 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 5 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年 1 回以上)に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者は、指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従事者に連絡すること。
- 二 利用者はサービスの利用に当たって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。
- 三 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと。
- 四 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと。
 - ①飲酒は禁止する。
 - ②他のサービス利用者に対する暴力行為又は暴言行為。

五 非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の事故が利用者に対し賠償すべきものである場合、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、非常災害に備え消防計画、風水害、地震等に対処する防災計画を作成し、防災管理者又は火災、防災等についての責任者を定め、定期的(年 1 回以上)に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 14 条 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第 15 条 正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第 16 条 事業所の通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供する事が困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な通所介護事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格の確認)

第 17 条 指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、そのものの提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめるものとする。

- 2 前項の被保険者証に、介護保険法第 73 条第 2 項又は第 115 条の 3 第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して指定地域密着型通所介護を提供する。

(心身の状況等の把握)

第 18 条 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 19 条 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意見を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅介護支援が利用者に行われていないなどの場合であって必要があると認めるときには、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者の要介護認定有効期間が終了する 30 日前までになされるよう必要な援助を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 4 従業者に対し、虐待の防止のための指針を整備する。
- 5 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年 1 回以上)に実施する。
- 6 前 5 号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第 21 条 前条第 4 項について事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

- 2 事業者は、身体拘束等を行った場合は、お住まいの市町村並びに担当の相談支援専門員、利用者の家族等へ連絡をします。ただし、利用者に対して身体拘束等を行う緊急の必要が生じる可能性が高い場合であって、あらかじめ利用者、その家族等に対してその旨及びその際に行う身体拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りではありません。
- 3 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 5 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- 6 身体拘束等の措置を適切に実施するため担当者を置く。

(居宅介護支援事業者との連携)

第 22 条 指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

- 2 指定通所介護の提供を終了に際しては、利用者又はその家族に対して必要な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な

連携に努める。

(地域との連携等)

第 23 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 24 条 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条又は第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しないときには、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届けること等により、指定地域密着型通所介護等の提供を法定代理受領サービスとして受ける事ができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 25 条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って指定地域密着型通所介護の提供を行う。

- 2 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行う。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第 26 条 事業所の生活相談員は他の従事者と協力し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画書を作成し、利用者に交付する。

- 2 前項の地域密着型通所介護計画書は既に居宅サービス計画書が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。また、その内容について、利用者又はその家族に対し説明し同意を得る。
- 3 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(利用者に関する市町村への通知)

第 27 条 利用者が正当な理由なく指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わずに要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、あるいは偽りその他不正な行為によって保険給付を受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に対して通知する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 28 条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させる事の代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(秘密保持等)

第 29 条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、事業所の従業者であった者が退職後も、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

- 2 担当国会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情処理)

第 30 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。

- 2 苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。

(記録の整備)

第 31 条 従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、利用者に対する事業所の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から 5 年間保持するものとする。

(従業者の研修について)

第 32 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 2 回

(業務継続計画書の策定等)

第 33 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供の実績を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年 1 回以上)に実施しなければならない。

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント)

第 34 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(掲示)

第 35 条 事業所は、運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができるものとする。

(その他)

第 36 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社紅い華ヘルパーステーションと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則 1

この規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 2

この規定は第 3 条第 1 項第 2 号は平成 28 年 6 月 13 日から施行する。

附 則 3

この規定は、第 5 条 1 項は から施行する。

附 則 4

この規定は、第 20 条 3, 4, 5、6, 第 21 条 3, 4, 5、6、第 33 条、条 34 条、第 35 条は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 5

この規定は、第 10 条 3, 4, 5、第 33 条は経過措置期間、令和 6 年 3 月 31 日、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。